



鳥取県公報

令和7年7月4日（金）
第9707号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（429）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（430）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定（431）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 3
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（432）（住宅政策課）・・・・・・・・ 4
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜（433）（畜産振興課）・・ 4
	保安林の指定予定（434）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
	土地改良法による換地処分（435）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 5
	指定公金事務取扱者の変更の届出（436）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（437）（米子養護学校）・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団坂根矯正歯科	米子市明治町177-1	令和7年6月9日

鳥取県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、介護予防事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	訪問介護弓浜真誠会	米子市河崎580	訪問介護	令和7年6月1日
〃	〃	定期巡回・随時対応型訪問介護看護真誠会	〃	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	〃
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック訪問リハビリテーション	〃	訪問リハビリテーション	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック訪問リハビリテーション	米子市河崎580	介護予防訪問リハビリテーション	令和7年6月1日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
-----	------------	-------------	--------------	---------	-------

社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	訪問介護弓浜真誠会	米子市河崎580	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和7年6月1日
-----------	-------------	-----------	----------	---------------------	----------

4 居宅介護支援事業者

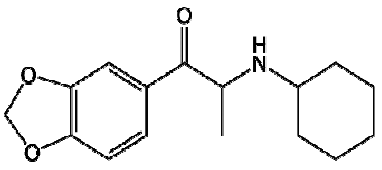
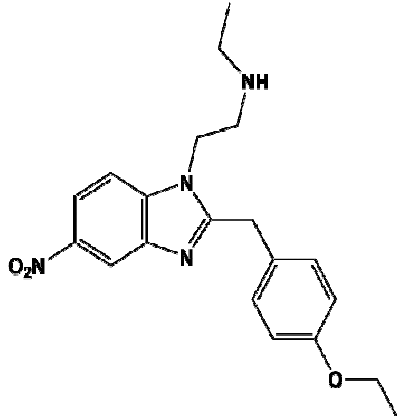
名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	居宅介護支援事業所真誠会	米子市河崎580	令和7年6月1日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ケアプランなかうみ	米子市末広町311	令和7年4月1日

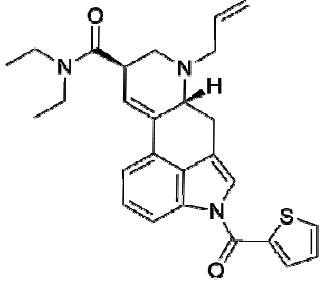
鳥取県告示第431号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
7-知(1)-1	Cypu t y l o n e、 N-C y c l o h e x y l m e t h y l o n e	1-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-2-（シクロヘキシルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類 
7-知(1)-2	N-D e s e t h y l e t o n i t a z e n e	2- { 2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル } -N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類 

7-知(1)-3	1 T-A L-L A D	(8R)-6-アリル-N,N-ジエチル-1-(チオフェン-2-カルボニル)-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類 
----------	---------------	--

鳥取県告示第432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築総合試験所
- 変更する旨の届出があった事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加
名 称 東京事務所
所在地 東京都港区西新橋一丁目5-8
- 変更年月日
令和7年7月1日

鳥取県告示第433号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
美鳥桜5	14328-5074-4	令和7年7月1日	検定中

鳥取県告示第434号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町稗谷字上代78、84、86、87、90、92、94、101の1、101の2、106の1、106の2、107、宇屋敷上128、129、132、133、135、136、136の1、137から139まで、字高畔294の1、295の1、307、309、310の1、字宮本385の1、387の1、387の2、390の1、398の1、字上田401の1、403の1、404の1、407、412、

413、414の1、422から425まで、430、431、字岡436、439の2、439の3、441から443まで、446、447、450、455、456、461から463まで、472、474、477の1、477の2、478、479、490、字一水口495から499まで、500の2、500の3、501、503、505、506、字大平797、字東大平805、806の1、806の2、807の1、807の2、字後山808の1、811の1、813の1、814の1、816の1、822の1、823の1、字小円道826、827、828の1から828の5まで、829、830の1、835、837、842の3、842の4、843、845の9、845の10、847の1、850、851の1、851の2、853の1、853の2、855、字丸山857、860、862から864まで、870、871、876

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る森藤地区平和工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年7月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

鳥取県告示第436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者から名称の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 届出のあった指定公金事務取扱者及び変更内容

届出のあった指定公金事務取扱者	変更する内容	変更前	変更後
鳥取県立日野高等学校「日野高ショップ」実行委員会 会長 今村 恒介	名称	鳥取県立日野高等学校「日野高ショップ」実行委員会 会長 今村 恒介	鳥取県立日野高等学校「日野高ショップ」実行委員会 会長 黒田 亮
鳥取県立倉吉養護学校作業製品即売会「くらようショップ」実行委員会 会長 前田 美波	名称	鳥取県立倉吉養護学校作業製品即売会「くらようショップ」実行委員会 会長 前田 美波	鳥取県立倉吉養護学校作業製品即売会「くらようショップ」実行委員会 会長 中井 暁子
鳥取県立米子養護学校けんべいショップ実行委員会 会長 松井 佐和香	名称	鳥取県立米子養護学校けんべいショップ実行委員会 会長 松井 佐和香	鳥取県立米子養護学校けんべいショップ実行委員会 会長 福谷 志摩
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校生産品販売実習実行委員会	名称	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校生産品販売実習実行委員	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校生産品販売実習実行

会長 笠井 ひろみ		会 会長 笠井 ひろみ	委員会 会長 川田 時恵
-----------	--	----------------	-----------------

2 変更年月日

令和7年4月1日

鳥取県告示第437号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立米子養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立米子養護 学 校 け ん べ い ショッパ実行委員 会 会長 福谷 志摩	米子市蚊屋343	令和7年4月1日	令和7年4月21日	令和7年4月24日から令 和8年3月24日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和7年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

令和7年11月26日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市内（詳細は令和7年11月12日（水）までに送付する受験票に記載する。）

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験科目

（1） 毒物及び劇物に関する法規

（2） 基礎化学

（3） 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。）

なお、（3）の毒物及び劇物は、農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

（1） 出願方法

書類又はとっとり電子申請サービスにより出願するものとする。

（2） 書類による出願

ア 提出する書類

（ア） 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するもの又は鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページから入手したものによること。）

(イ) 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

イ 書類の提出先

(ア) 県内在住者

鳥取市健康こども部鳥取市保健所(〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4)

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所(〒682-0802 倉吉市東巖城町2)

鳥取県西部総合事務所米子保健所(〒683-0054 米子市糺町一丁目160)

(イ) 県外居住者

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)

ウ 書類の受付の期間及び時間

令和7年8月15日(金)から同月28日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和7年8月28日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) とっとり電子申請サービスによる出願

ア 申請方法

申請フォームより、必要事項を入力すること。

イ 申請の受付の期間及び時間

令和7年8月15日(金)午前0時から同月28日(木)午後11時59分まで。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とする。書類による出願の場合は、県庁本庁舎又は各総合事務所の納付窓口で納付し、その際発行されるレシートを申請書に貼り付けること。とっとり電子申請サービスによる出願の場合は、申請時にクレジットカード等の支払方法により納付すること。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、令和7年11月12日(水)までに、受験願書に記載されている住所へ鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

合格者の受験番号を、令和7年12月25日(木)午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所倉吉保健所及び鳥取県西部総合事務所米子保健所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、以下の窓口で開示を請求することができる。

この場合においては、試験の得点の開示を受けようとする受験者本人が受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、窓口にてその旨を申し出ること。

ア 窓口

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課

鳥取県西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課

イ 開示期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月22日(木)までの日(鳥取県の休日で定める条例(平成元年

鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 開示内容

科目別得点及び総合得点

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課 (電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168)

鳥取市健康こども部鳥取市保健所 (電話 0857-30-8531、ファクシミリ 0857-20-3962)

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所 (電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803)

鳥取県西部総合事務所米子保健所 (電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392)

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

モバイル端末等機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約締結日から令和13年4月30日(水)まで

イ 借入物品の納入期限

令和8年3月19日(木)

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで(60月間)

ただし、令和8年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間(60月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料(仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。)及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、（ア）又は（イ）及び（ウ）の業種区分に登録されていること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ） 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月10日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ この公告に示した物品を1の（4）のイの納入期限までに1の（3）の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のアからウまで及びキの要件を全て満たしていること。また、（1）のオの要件については、2者のうちいずれか1者が満たしている場合は、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が（ア）又は（イ）に登録されていること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

また、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年7月10日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和7年7月4日(金)から同月9日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月19日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日(月)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」、及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年7月22日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Mobile computer etc (Hardware, Software and Documents) , 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 22, July, 2025

(3) Time-limit for submission of tenders : 2:00 PM, 19, August, 2025

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 18, August, 2025

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110